

平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング¹基本方針²に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリングを実施する。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は、弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。ただし、アジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数は大幅増加となっているものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は概ね横ばいといった状況にある。

また、アジアを中心とした企業の海外進出や海外取引、M&A の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所として新たに対応すべき課題が増加している。

（不正会計問題等への対応）

こうした中、IPO に関する不適切な事例が多く指摘され、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告においては、件数は減少したものの、いわゆる優良企業であるといわれる大手上場企業にもなされている。

こうした近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われ、平成 28 年 3 月 8 日、金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会」から、会計監査の信頼性確保のための取組みについての提言が公表されたところであり、会計不正への適切な対応が求められている。

¹ モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

² 監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）については、平成 28 年 5 月 13 日に策定。

(コーポレート・ガバナンス等における役割)

改正会社法やコーポレートガバナンス・コードの導入などにより経営者等の役割・責務の明確化が図られるなど、企業のガバナンス機能の強化が図られており、監査事務所には、監査役等のガバナンス機能への情報提供を含む一層の連携強化が求められる。今後、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取組みなどと一層連携することにより、形だけでない実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、近年の不正会計事案においては、経営トップの不正によって、当該企業の内部統制が機能不全に陥っていたことが指摘されている。監査事務所には、財務諸表監査において被監査会社の内部統制を評価するとともに、上場被監査会社に対しては内部統制監査の実施が求められており、経営者の姿勢や取締役会等のガバナンス機能に関して実態を踏まえた具体的な評価の実施が徹底できているかが問われている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ガバナンス面においてもますます重要になっている。

(監査事務所における品質管理の現状)

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については限定事項のない結論となっているものの、限定事項付き結論が付される監査事務所の割合が増加している。

また、昨年度の審査会検査の結果、業務運営が著しく不当であると認められるとして、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した監査事務所数は、前年度と同程度であったが、こうした勧告事案における監査事務所は、協会の品質管理レビューにおいて、限定事項付き結論となっていない。

審査会検査については、監査事務所のリスクを踏まえた検査の一層の実効性向上を図ることを目的に、これまでの検査内容や手法等について検討を行い、平成 28 年 3 月 24 日、「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」³(以下「実効性向上策」という。)を公表したところである。

³ 実効性向上策において、大規模な監査法人の「品質管理については一定程度有効に機能している」との認識を前提とした検査対応となっているが、品質管理体制の形式(組織・手続)は整備されているものの、その運用面を含めた有効性に何らかの不備があると考えざるを得ず、審査会検査において、大規模な監査法人の組織運営上の問題点などの真の原因に迫ることができておらず、組織運営上の問題により迫るような検証が行えるよう、検査手法の改善を検討する必要があるのではないか、との問題認識を示した。

加えて、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）においては、監査事務所の監査品質の向上のペースが遅いことに懸念が示され、数値目標を示した上で、品質モニタリングの強化や国際監査法人ネットワークとの対話の増加とあわせ、根本原因分析の促進などを通じて、目標達成をサポートしていくこととしている。

以上のような情勢を踏まえ、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を次のとおり策定する。

1 平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本事務年度においては、次の点を重視して、下記（1）から（5）の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

- ・ 監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促す。
- ・ 形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているか。

（1）監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所は、大規模な監査法人⁴、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人⁵、中小規模監査事務所⁶の態様の違いにより、ビジネスモデル、業務運営、監査実施態勢、外部からの監視などが大きく異なっている。したがって、監査事務所の態様に応じたモニタリングを実施する。

① 大規模な監査法人

海外業務提携先との関係も含め、ガバナンス等経営管理態勢等に係る報告徴収の実施などオフサイト・モニタリングを強化する。

昨年度までの検査においては、「品質管理については一定程度有効に機

⁴ 大規模な監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人

⁵ 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人：大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

⁶ 中小規模監査事務所：大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人以外の監査事務所

能している」との認識を前提に、大規模な監査法人共通のテーマを選定し当該テーマ等に検証範囲を絞り込む検査を実施するとしていたところであるが、近時の検査結果を勘案した問題認識を踏まえ、本事務年度においては、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証及び近時の検査結果等を踏まえた重点事項を設定し、それらに重点を置いて実施する。また、検査のフォローアップを強化するとともに、必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。

② 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人

大規模な監査法人以外の監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につなげることにより、大手上場企業等の監査を担う能力を有するようになることへの期待がある。

現状、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人は、百人を超す常勤の職員と数十社の上場被監査会社を有するに至っている。こうした我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的実施するとともに必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。特に海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を重視する。

③ 中小規模監査事務所

当該監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、代表者や社員の意向や資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、中小規模監査事務所の体制や設立経緯等に起因するビジネスモデルの検証に重点を置くこととする。

(2) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、引き続き、総括的な検証を行う。

なお、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向

の議論を実施する。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組みをより一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法の一層の充実を図る。さらに、情報収集・分析結果については、必要に応じ報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) 国際的な連携強化

国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等への情報発信・情報共有など連携をより一層強化していく必要があり、これまでの二国間の情報交換の枠組みである書簡交換（EOL）に加え、IFIAR で策定等が進められている多国間情報交換枠組み（MMOU）に向けても協議を継続していくこととする。

(5) モニタリング実施態勢の検討

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

モニタリング実施態勢については、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングを指導できる人材の登用に加え、海外監査監督当局への職員の派遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有をより一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成27年度から公認会計士法第2条第1項の業務すべてが品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること

等の状況を踏まえると、協会においては、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を図り、業界横断的な問題への対応も含め、より強力な指導性を発揮することが期待される。

さらに、品質管理レビューについては、指導的機能から指導・監督機能へその性格の変更及び機動的・臨時的なレビューの新設などの制度見直しのほか、品質管理レビューアーの増員などを図ったところであるが、そのような取組みの運用状況を注視する必要がある。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的検証を行う。

なお、品質管理レビューアーとの意見交換を継続して実施するなど、協会と実効的な連携を図ることとする。

加えて、審査会と協会との適切な役割分担については、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組みの状況を踏まえ、議論を行うこととする。

(2) 報告徴収

- ① 監査事務所に対して、その適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査業務の運営について適時に報告徴収を実施する。

中小規模監査事務所については、品質管理に関する指摘が広範に認められ

るなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所にもみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった項目を報告徴収の対象とする。

また、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

なお、報告徴収は、対面の方式を用いるなど効果的に検証を行うこととする。

- ② 大規模な監査法人については、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、その後実施する当該監査法人の効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、当該監査法人以外の大規模な監査法人との比較分析や大規模な監査法人における横断的な問題等の把握に活用することとする。

- ③ 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の関係部局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合には、再度、報告徴収を実施することを検討する。

また、報告徴収を行った監査事務所において、問題となるような状況等を把握した場合には、適宜、ヒアリングを行うこととし、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。

3 検査基本計画

検査基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

検査結果については、監査事務所に対して指摘内容等を具体的かつ的確に伝達するとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果通知書の記述方法や内容等について見直しを行い、検査結果等に係る情報の充実に努める。

以上を踏まえ、本事務年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の態様に応じた検査を実施することとする。

- ① 品質管理態勢の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかを検証する。

具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向や姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築の状況について検証する。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証する。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているかを検証する。

- ③ 検査対象監査事務所に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、監査事務所自らが根本的な原因の究明を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

本事務年度における監査事務所の態様に応じた検査対応は、以下のとおりである。

(1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす

被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

大規模な監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・事務所によって管理される巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。近時の大規模な監査法人に対するモニタリングの結果等を踏まえると、特に、現場で監査業務を行う監査チームの品質管理や業務管理など、監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点をおいて検査を実施する。

- ・ 監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況（特に、従たる事務所の業務運営等）の検証
- ・ 適切なリスク評価を行っているか、適切に職業的懐疑心を発揮しているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- ・ IPOに関する監査についての態勢や独立性に係る状況、監査手続等の検証
- ・ 被監査会社とのコミュニケーションの状況、グループ監査の状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証

加えて、検査のフォローアップの強化の観点から、定期的を実施する通常の検査において重要な不備事項が指摘された場合には、当該検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を実施する。

なお、フォローアップ検査は、検証範囲の限定、検査報告書（通知書）の簡素化など効率的に実施する。

（2）大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑みて、重点的に検査を実施することとし、共通したリスクに着目した効果的かつ効率的な実施に配意しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、定期的な検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、

当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 当該監査法人における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況など海外業務提携先との関係等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証
- ・ 組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査品質の確認を中心とした検査を実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証
特に、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者に対する指導・監督状

況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証

- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

4 モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、監査の品質の確保・向上に資するよう深度ある分析を行い、以下のとおり、広く一般に情報提供していくこととする。

- ① 優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集として取りまとめ、説明会等を通じて、協会や監査事務所及び被監査会社等の関係先だけでなく、市場関係者等に対して積極的に発信する。
- ② 投資者等が監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの状況を整理した上で、モニタリングレポート⁷として取りまとめて公表するなど、監査の品質に係る情報の充実に努める。

⁷ 平成27年度のモニタリングの状況に係るモニタリングレポートについては、試行的なものとして作成することとする。